

紙折機賃貸借契約仕様書

- 1 調達件名 紙折機賃貸借契約
 - 2 数量 1台
 - 3 契約期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで（60か月）
地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。ただし、契約締結日の翌日から令和5年11月30日までは、準備期間として無償とする。
 - 4 設置場所 佐野市役所 6階 印刷室
 - 5 紙折機仕様
 - (1) 環境に配慮した機能を有し、かつ次に掲げる仕様を満たす機種とする。
 - (2) 仕様
 - ①処理速度（A4：二つ折り）：30～240枚／分以上（5段程度の可変が可能）であること。
 - ②用紙サイズ：A3、B4、A4、B5、A5、B6サイズに対応していること。
 - ③紙質：上質紙、更紙、孔版紙、再生紙に対応していること。
 - ④折り方：二つ折り、四つ折り、片袖折り、外三つ折り、内三つ折り、観音折りができること。
 - ⑤電源：AC100V
 - ⑥使用時寸法：1050mm（W）×550mm（D）×550mm（H）以内
 - ⑦その他：
 - ・給紙テーブル自動昇降機能を要すること。
 - ・用紙サイズの自動検出機能を要すること。
 - ・納品時に当初の消耗品等は付属すること。導入から1年間は無償補償期間とすること。使用上、専用の架台を要する場合は、これを付属すること。
- ※上記以外にも機能上必要な設備が整っており、契約期間内の使用に十分耐え得る機種であること。
- 6 契約金額について
契約金額には次の各号の経費を含むものとする。
 - (1) 新設紙折機の搬入、移動、設置及び初期設定に要する費用
 - (2) 紙折機の保守点検に係る費用

※見積金額は、60か月分の本体及び付属品の借上料並びに保守点検料金の合計額（税抜）とすること。

7 保守点検等について

- (1) 保守点検の対応時間については、月曜日から金曜日まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、紙折機の使用停止等を伴う場合はこの限りではない。
- (2) 保守員は、紙折機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とすること。
- (3) 紙折機の使用頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備を行うこと。
- (4) 修理点検等の依頼があった場合、概ね2時間以内に作業を開始すること。
- (5) 紙折機が、頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない場合には、速やかに代替機を配置すること。
- (6) 紙折機の状況を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

8 賃借料の支払方法

- (1) 支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃借料を市に請求するものとする。
- (2) 市は適法な支払い請求書を受理した後30日以内に賃借料を指定された金融口座へ振込むものとする。

9 その他

- (1) 契約期間の満了後は、当該紙折機を再リースする契約を別途締結し、又は返却するものとする。ただし、返却する場合は、機器の撤去、搬出及び廃棄に係る費用は、受注者側にて負担すること。
- (2) アフターサービス及びメンテナンスの体制表を提出すること。